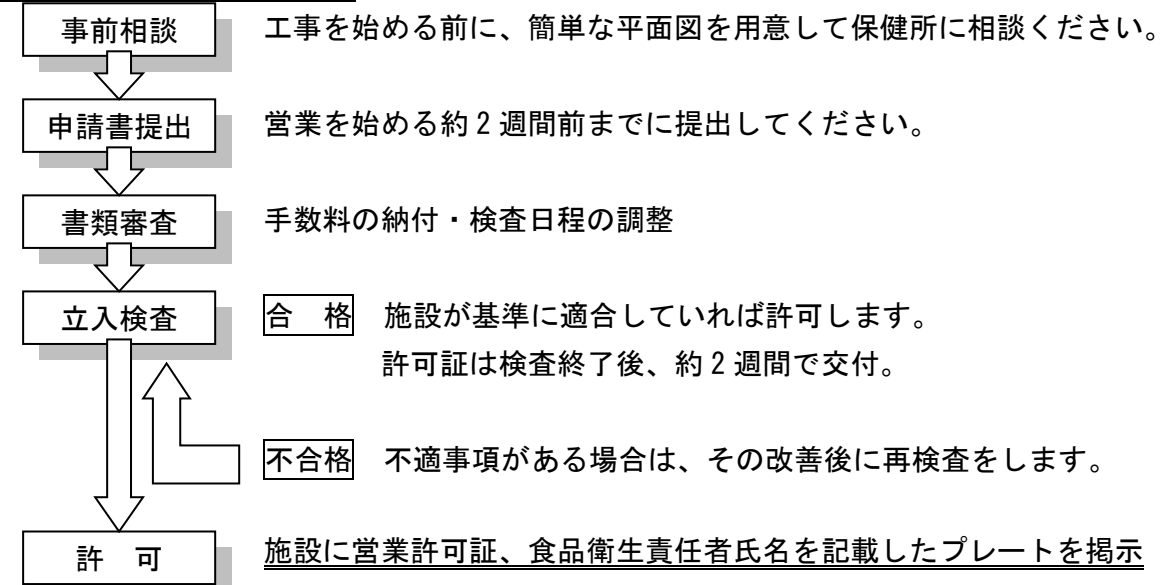


新規食品営業をされる方へ

1 許可取得までの流れ



2 許可を取るための要件

◇施設基準 大阪府食品衛生法施行条例に適合した施設であること。

別紙「施設基準のチェックリスト」を参考にご確認ください。

◇食品衛生責任者 営業施設ごとに常勤の食品衛生責任者が必要。

資格要件 1 栄養士、調理師、製菓衛生師などの有資格者
2 食品衛生責任者養成講習会*の修了者

*講習会は(公社)大阪食品衛生協会が有料で実施。申込の「ハガキ」は保健所で配布しています。

3 申請に必要なもの

① 食品営業許可申請書 1部 ※屋号に差別的な文言は使用できません。

② 施設図面(調理場及び営業所の平面図)、付近の見取り図 2部

(設計業者が作成した図面やコピーでも可)

③ 食品衛生責任者の資格を証明する書類(調理師免許、養成講習会の修了証等の原本)

※資格者がいない場合は、90日以内に養成講習会を受講する旨の誓約書を提出ください。

誓約書を提出された場合は、90日以内に養成講習会修了証(原本)を保健所に提出ください。

④ 法人の場合は、登記事項証明書(発行後6ヶ月以内のもの。提示のみ。コピー可)

⑤ 申請手数料()円 現金持参のこと。

※手数料は審査手数料で、申請書受理後は返金できません。

⑥ 許可証の郵送を希望される方「レターパックプラス」(郵便局で520円で購入できます)

4 更新の手続き

営業許可期限(5~6年)の満了後に引き続き営業する場合は、更新手続きが必要です。

期限満了日の約1月前に更新手続きの案内通知を営業施設に送付します。

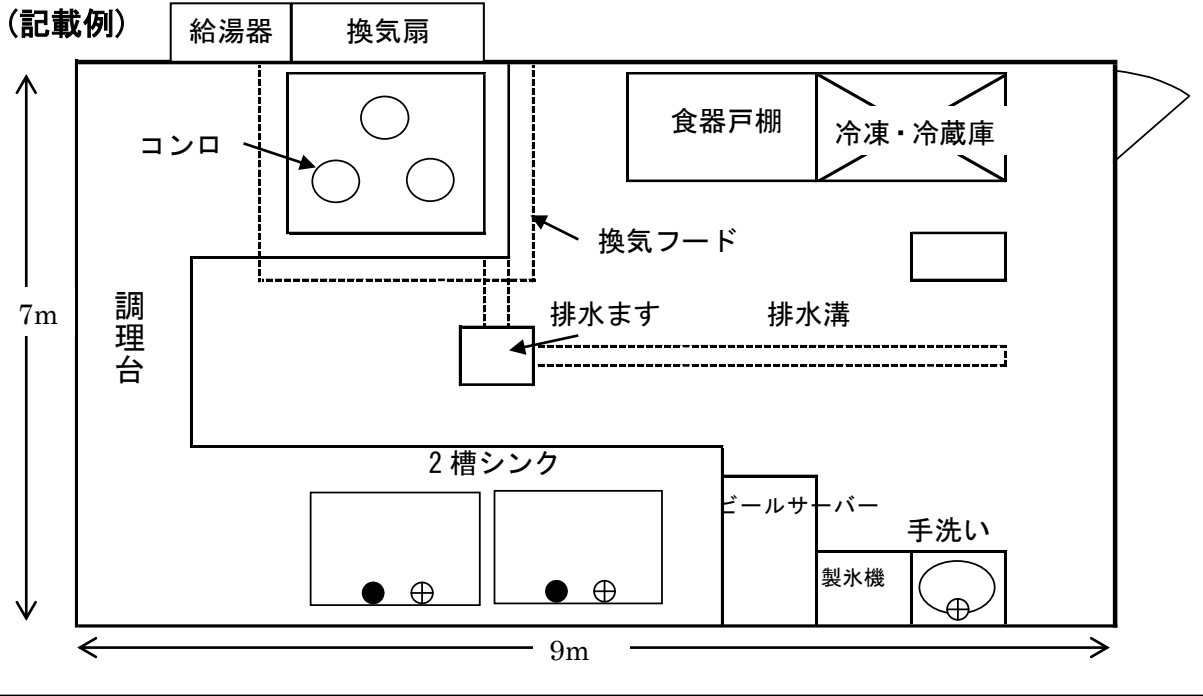
5 ふぐの取扱い ふぐを取扱うには、ふぐ処理業の許可が必要です。(p4参照)

和泉保健所食品衛生課(和泉市府中町6-12-3)
TEL 0725-41-1342 FAX 0725-43-9136

平面図の記入要領 ※調理場と営業所は1つの図面で記載してもよい。

① 調理場の平面図

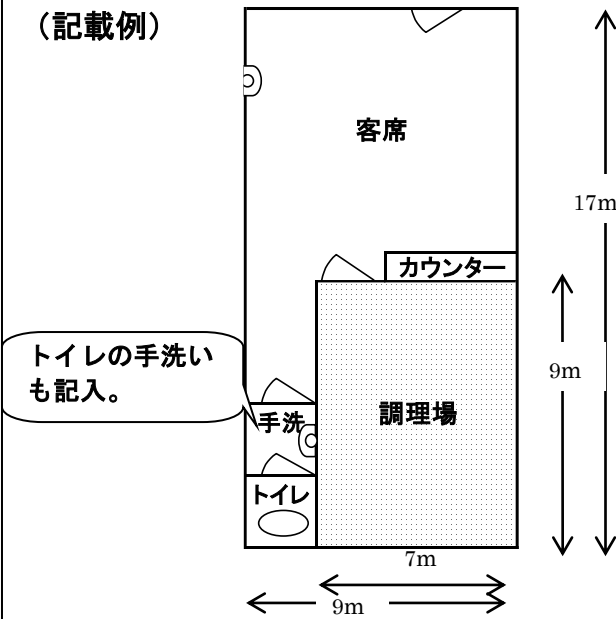
- ・ 必要設備やその他厨房設備と説明（例：手洗い）を記入する。
- ・ 調理場の寸法を入れる。



② 営業所の平面図

- ・ 客席等の入り口、トイレ（手洗いを含む）、調理場、客室、私室の配置図。
- ・ スーパー、ビルなどの内部の場合は該当フロア全体の配置図も必要。
- ・ 寸法も入れる。

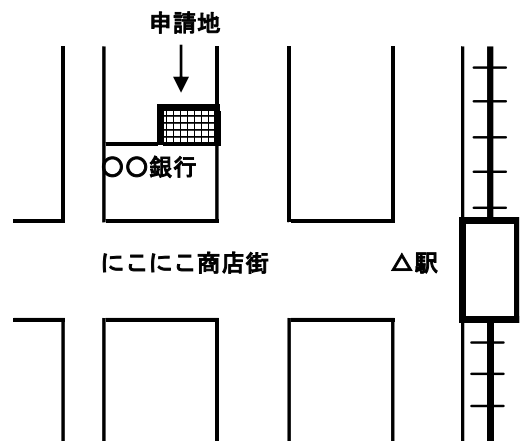
(記載例)



③ 営業所付近の見取り図

- ・ 最寄りの交通機関及び周辺の目立つ建物等を記入する。

(記載例)



◎仕出し弁当を調製する場合

〔設備について〕

- ・一般飲食店の設備に加えて、放冷設備（放冷台など）を設けること。
- ・検食を冷凍保管する専用の場所（専用の冷凍庫など）を確保すること。
- ・調製数が多くなると、下処理場、食器の洗浄場などの設備が必要になります。

〔衛生管理について〕

- ・加熱した調理食品を冷ます場合は、ほこりや虫、跳ね水などの混入がないように管理し、食品の温度を速やかに下げること。
- ・施設の設備や規模に見合った調製数を決め、過剰な注文を受けないこと。
- ・仕出し、弁当の運搬にあたっては、衛生的に扱い、かつ温度管理に注意すること。
- ・検食（保存食）として、調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋も可能）に入れて、密封し、-20℃以下で2週間保存すること。
- ・大量調理施設では、検食として、原材料についても上記同様に保存すること。

◎ふぐ処理業許可について

注) ふぐ処理登録者の資格だけでは営業できません。

- ・営業としてふぐの処理(※)を行う場合は許可が必要です。ただし、処理済みのふぐを仕入れて調理販売する場合や加工品（ふぐ一夜干、皮の湯引き、ふぐのそう菜など）のみを仕入れ販売する場合は許可不要です。

※ふぐの処理：ふぐの肝臓、卵巣、胃、眼球、脳などの有毒部位を除去すること。

1 許可を取るための要件

◇ふぐ処理登録者 営業施設にふぐ処理登録者を設置。

◇営業施設の設備基準（有毒部位の処理ができる許可のみ）

・除去したふぐの有毒部位を保管するための専用のカギ付き容器（不浸透性で清掃しやすいもの）

2 申請に必要なもの ※許可に期限はなく、更新は不要です。

① ふぐ処理業許可申請書 1部

② ふぐ処理登録者証の原本 ※ふぐ処理に従事する者全員分が必要です。

過去に取得したふぐ取扱登録者証又は昭和59年以前に実施したふぐ調理講習会修了証も可です。

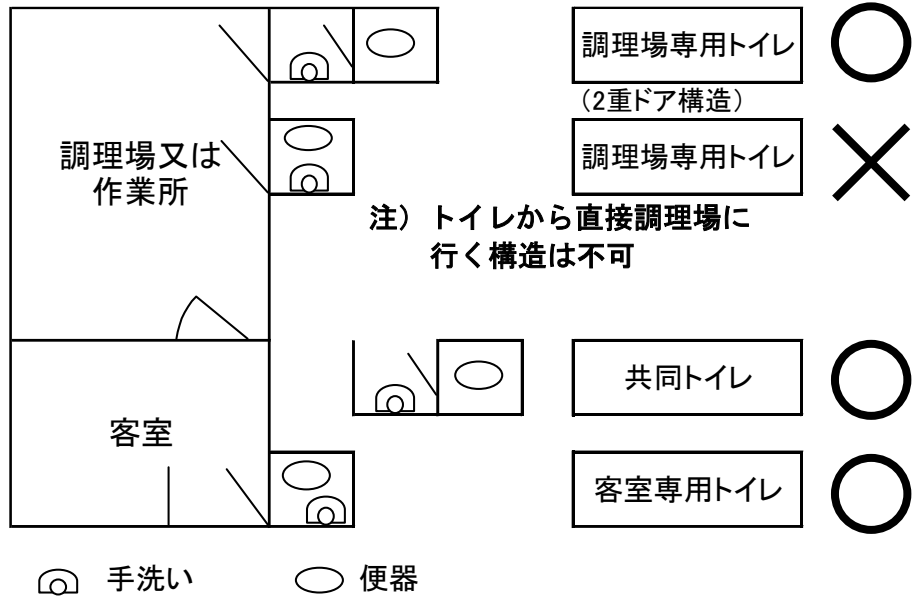
③ 法人の場合は、**登記事項証明書**（発行後6ヶ月以内のもの。提示のみ。コピー可）

④ ふぐ処理を行う施設の**食品衛生法の許可証原本及び写し** 2部

⑤ **申請手数料** 6,600円（現金持参のこと。）

※手数料は審査手数料で、申請書受理後は返金できません

◇トイレの設置場所の注意点◇



(補足)

- ・客が調理場を直接通らないと利用できないトイレは不可。
- ・調理場専用トイレは無くてもよい。